

5月は「消費者月間」です

問 人権・同和対策室 ☎37・6136

消費者保護基本法（現在の消費者基本法）が昭和43年5月に施行されたことから、その施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月が「消費者月間」とされました。

国では、令和6年度の統一テーマとして、「デジタル時代に求められる消費者力とは」を掲げ、各種啓発活動に取り組むこととされています。

デジタル化やAI（人工知能）などの技術が急速に進展する中で、私たち消費者を取り巻く取引やサービス、「コミュニケーションの方法も変化し、利便性が増す一方、消費トラブルも多様化しています。

そうしたデジタル時代において、今、求められる「消費者力」とはどのようなものなのでしょうか。

「デジタルサービスの仕組みやそのリスクに対する理解」「情報を鵜呑みにしない思考力」「適切に情報を収集・発信する力」、これらを常に更新続けていくとともに、「気づく・断る・相談する」というこれまでも必要とされた基礎的な力も引き続き高

めていくことが求められています。

市では、市民の皆さんが、デジタルサービスの消費トラブルに遭わないように情報提供や啓発活動を行い、また、より豊かな消費生活を安全・安心に営むことができるように取り組んでいきます。

「消費者月間」の期間中、小城市図書館に消費者コーナーを設置します。「消費者力」を高める機会にご活用ください。

こんなトラブルにご注意を

広報『さくら』で毎月さまざまな消費トラブルを掲載しています。不審・不安に感じたら、小城市消費生活センター（☎72・5667）にご相談ください。



詳細はこちら

5月5日(こどもの日)から1週間は「こどもまんなか 児童福祉週間」です

問 社会福祉課 ☎37・6107

令和6年度

「こどもまんなか 児童福祉週間」標語 最優秀作品

「すきなこと どんどんふやして

おおきくなあれ」

子どもの健やかな成長について考えようと、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間は「こどもまんなか 児童福祉週間」と定められています。

育児に対する支援を
ご利用ください

家庭児童相談

社会福祉課では、家庭相談員（子ども家庭支援員）や母子・父子自立支援員が、さまざまな悩みごと・心配ごとの相談に応じています。子育てに関する悩みを一人で抱え込まずに、お気軽にご相談ください。

・家庭相談員

（子ども家庭支援員）

子ども（原則18歳未満）の家庭での養育相談

・母子・父子自立支援員

母子・父子家庭と寡婦の人の生活全般の悩みごとや母子父子寡婦福祉資金などの相談

・日時 月～金曜日

（祝日、年末年始を除く）

8時30分～17時15分

・場所 社会福祉課

（西館1階）

子育て短期支援事業

（ショートステイ）

保護者が、病気や出産、冠婚葬祭などで一時的に子どもの養育が困難になったときに児童養護施設でお預かりします。

子育て世帯訪問支援事業

家事・育児などに対して不安・負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがある家庭にヘルパーが訪問して、家事・育児を支援します。

利用については、事前にお問い合わせください。

詳細はこちら



子育て短期支援事業



家庭児童相談

税務課からのお知らせ

問申 税務課 〈納期限について〉 ☎37・6104 / 〈減免手続きについて〉 ☎37・6103

納期限一覧

税金は納期限内に納めましょう

税目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
市県民税・森林環境税 (普通徴収)			1期		2期		3期			4期		
固定資産税		1期		2期					3期		4期	
軽自動車税		全期										
国民健康保険税 (普通徴収)			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
納期限日		5/31	7/1	7/31	9/2	9/30	10/31	12/2	1/6	1/31	2/28	3/31

納付方法

- ・納付書
- ・スマートフォン決済
- ・口座振替
- ・地方税お支払サイト

口座振替ができる税金

- ・市県民税・森林環境税 (普通徴収)
- ・固定資産税
- ・軽自動車税
- ・国民健康保険税 (普通徴収)

手続き方法

市内にある左記の金融機関に必要なものを持参し、手続きしてください。

口座振替ができる金融機関

佐賀銀行 / 佐賀共栄銀行 / 九州労働金庫 / 佐賀東信用組合 / 佐賀県農業協同組合 / 九州信用漁業協同組合連合会 / ゆうちょ銀行

必要なもの

- ・振替する口座の預 (貯) 金通帳
- ・通帳のお届け印
- ・納税通知書など振替内容が確認できるもの

※申し込みから振替開始まで1カ月ほどかかります。

注意

振替ができなかった場合の再振替は行いません。



詳細はこちら

軽自動車税の減免手続き

身体に障がいがある人などの日常生活に不可欠な生活手段として使用される軽自動車について、一定の要件 (障がいの程度、自動車の名義など) を満たす場合は、減免の対象となります。

申請に必要な書類

- ・納税通知書
- ・身体障害者手帳または身体障害者カード (原本)
- ・運転者の運転免許証 (表裏の写しでも可)
- ・車検証 (写しでも可)
- ・申請者のマイナンバーカード

※令和5年度以降、家族運転の場合の使用目的証明書の提出が不要となりました。

申請期間

4月下旬 (納税通知書が届いてから) ~ 5月31日 (金)

詳細はこちら



注意事項

次の場合は受け付けできません。

- ・普通自動車 (県税事務所申請分) を含め、他に減免を受けている車両がある場合
- ・すでに納付された場合
- ・申請期限を過ぎた場合
- ・福祉タクシー券を交付されている場合

※すでに減免を受けている人で車両の登録事項に変更がない場合は、今回申請をする必要はありません。

申請場所

税務課 (西館1階)

詳細はお問い合わせください。

軽自動車税・固定資産税納税通知書の発送日

今年度の納税通知書の発送日は4月24日 (水) の予定です。

令和6年度 市県民税における定額減税について

問 税務課 ☎37・6103

地方税法の改正に伴い、令和6年度分の市県民税について、定額減税を実施します。

対象者

令和6年度分の市県民税所得割の納税義務者のうち、前年の合計所得金額が1805万円以下の人
※均等割のみ課税される人は対象外となります。

減税額（特別控除額）

納税者本人の市県民税の減税額は次の①②の合計額になります。なお、その合計額が市県民税の所得割額を超える場合はその所得割額を限度とします。

① 納税者本人

：1万円

② 控除対象配偶者または扶養親族（国外居住者を除く）

：1人につき1万円

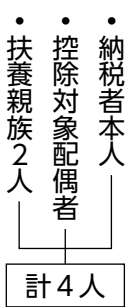
※②は税法上の扶養対象者です。

※均等割額4,500円および森林環境税1,000円は減税の対象になりません。

※減税額は6月に送付する納税通知書（給与天引きの人は5月に送付する特別徴収税額通知書）でご確認ください。なお、減税対象ではない人は減税額の記載はありません。

【例】

配偶者と子2人の計3人を扶養している場合



〈定額減税可能額〉

1万円×4人＝4万円

／ 詳細はこちら ／



国税庁 定額減税特設サイト



市ホームページ



お知らせ

ゴールデンウィークのごみ・し尿収集などのお知らせ

問 廃棄物中継センター ☎37・6145 / 環境課 ☎37・6102

ゴールデンウィーク期間中の燃えるごみ収集は平常どおり収集します。そのほかの持込などは表のとおりです。

区分	収集地区・場所など	4月				5月							
		27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	
		土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
燃えるごみの収集	月・木曜日区域			○			○				○		
	火・金曜日区域				○			○				○	
	水曜日区域					○							
資源物の収集	市内全域					○							
ごみ・資源物の直接持込	市内全域	○ 8:30~ 12:00	休み	○ 8:30~ 16:00	○ 8:30~ 16:00	○ 8:30~ 16:00	○ 8:30~ 16:00	○ 8:30~ 16:00	○ 8:30~ 12:00	休み	○ 8:30~ 16:00	○ 8:30~ 16:00	
	廃棄物中継センター ☎37・6145												
資源物の直接持込	北部資源物回収所 (小城消防署北分署 南側敷地内)	休み	○ 9:00~ 12:00	休み	○ 9:00~ 16:00	休み	○ 9:00~ 16:00	休み	○ 9:00~ 12:00	休み	○ 9:00~ 16:00	○ 9:00~ 16:00	
	南部資源物回収所 (牛津公民館北)												
し尿汲み取り	【小城町、三日月町の一部】 (有)小城新生興業社(☎72・3091)	休み				○	○	○	休み				○
	【牛津町、芦刈町】 (有)天山環境開発工業(☎66・1356)	休み				○	○	○	休み				○
	【三日月町の一部】 ヤマトカンキョウ(株)(☎62・0059)	休み				○	○	○	休み				○

※し尿汲み取りは、お住まいの地区の許可業者に直接申し込んでください。

○…収集有り、持込可 / 休み・空欄…収集無し、持込不可

※5月1日(水)の資源物の収集は「紙類・硬質プラスチック」です。お住まいの行政区の資源物ステーションに出してください。

第6弾 小売店舗等復興応援券を発送しました！

問 商工観光課 ☎37・6129



コロナ禍における原油価格や物価の高騰などの影響を受けている市民の負担を軽減するとともに事業者を応援するため、1人当たり2,000円分の「第6弾小城市小売店舗等復興応援券」を市内全世帯主に郵送しました。

(4月中旬に、順次到着予定)
対象者は3月1日(金)に住民基本台帳に記録されている人です。

復興応援券を使うお店は、同封のチラシまたはホームページで確認をお願いします。

※確実にお渡しできるように郵便受けの管理・確認や施錠などにご協力ください。

詳細はこちら

令和6年度 小城市国保人間ドック助成の申し込みを受け付けます

問 申 国保年金課 ☎37・6101

対象者

- ・申請日時点で小城市国民健康保険の加入期間が1年以上の人
- ・令和6年4月1日現在40歳以上で、人間ドック受診日において75歳未満の人
- ・国民健康保険税を完納している世帯
- ・令和6年度の特定健診^{※1}を受診していない人
- ※1特定健診とは40歳以上75歳未満の人を対象とした健診のことです。

申込期限 5月20日(月)

申込方法

下記の助成申込書に必要事項を記入し、国保年金課または市民課各出張所で直接申し込みか、郵送で申し込んでください。

助成額 受診費用の7割 (上限21,500円)

定員 ①市内の医療機関で受ける人 125人

②市外の医療機関で受ける人 35人

※応募者多数の場合は抽選となります。(先着順ではありません)

助成対象期間

令和7年2月28日(金)までの受診分

※受診日に市外へ転出している場合や他の健康保険に加入していた場合は、助成できません。

申込受付後の通知について

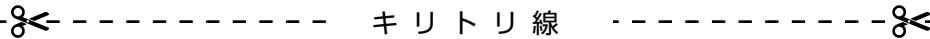
申し込み後、審査を行い、助成の「可・否」について郵送またはメールで通知します。助成対象者となった場合は、「人間ドック助成券」を受け取りに必ずご来庁ください。

※健診結果に基づき、市の保健師などが事後指導を行う場合があります。

郵送の場合の申込先

〒845-1851
(市役所専用番号)
小城市国保年金課宛

詳細はこちら



キリトリ線

令和6年度 小城市国民健康保険 人間ドック助成申込書					
被保険者番号	受診者名	生年月日	受診希望	通知方法	※メールアドレス
		昭和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外	<input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> メール	
		昭和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外	<input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> メール	

※メールでの通知を希望される人はメールアドレスを記入してください。

住所	〒 小城市 町	電話番号	※日中連絡のつく番号を記入してください。 - -
----	---------	------	-----------------------------

取得した個人情報は、申請者との連絡のためにのみ使用し、ほかに使用することはありません。

令和6年度からの国民健康保険税率改正のお知らせ

問 国保年金課 ☎37・6101

《税率が改正されます》

区分	算定区分	令和5年度まで	令和6年度から
医療分 (国保加入者全員に課税)	所得割	9.40%	10.00%
	均等割	29,100円	31,500円
	平等割	33,700円	36,000円
後期高齢者支援分 (国保加入者全員に課税)	所得割	3.00%	3.20%
	均等割	8,200円	9,000円
	平等割	8,900円	9,500円
介護分 (介護第2号被保険者) (40歳から64歳までの 国保加入者に課税)	所得割	2.60%	3.10%
	均等割	9,000円	9,500円
	平等割	5,400円	5,500円

国民健康保険制度は、都道府県が運営の主体となり、財政運営しています。
令和6年度の保険税率などについて、市では佐賀県が示す標準保険税率などを参考に決定しました。
国保被保険者の皆様のご理解、ご協力をお願いします。



お知らせ

《課税限度額が改正されます》

区分	令和5年度	令和6年度
医療分	65万円	65万円
後期高齢者支援分	22万円	24万円
介護分	17万円	17万円
計	104万円	106万円



《軽減判定所得基準額が改正されます》

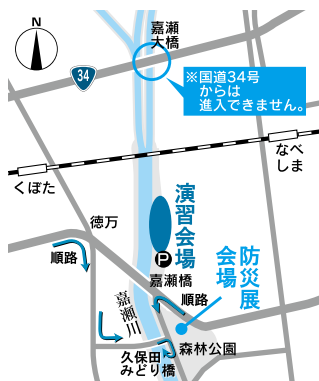
区分	世帯の合計所得（国保加入者と特定同一世帯所属者）
7割軽減	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
5割軽減	43万円 + 29.5万円 × (被保険者数(※1)) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割軽減	43万円 + 54.5万円 × (被保険者数(※1)) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

(※1) 同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した人を含む

令和6年度 嘉瀬川・六角川・松浦川総合水防演習

問 国土交通省九州地方整備局 武雄河川事務所 防災情報課 ☎0954・23・7939 / 防災対策課 ☎37・6119

※駐車場には、久保田みどり橋下流から進入してください。



場所
佐賀県立森林公園

日時
5月19日(日)
9時～14時

〈防災展会場〉 入場無料

場所
佐賀市嘉瀬町大字荻野地先
(嘉瀬川河川敷)

日時
5月19日(日)
9時10分～11時30分

〈水防演習会場〉 入場無料

水防の最前線
備えよう！
みずから守る佐賀なまち

65歳以上の人の介護保険料のお知らせ

☎ 佐賀中部広域連合 業務課 ☎40・1135 / 高齢障がい支援課 ☎37・6108

令和6年度の介護保険料は4月1日現在の世帯における住民税の課税状況などによって7月に確定します。

保険料が確定するまでの納付方法は、次のとおりです。

特別徴収（年金天引き）

4・6・8月の納付額は、令和6年2月と同額を天引き。（8月から保険料が変更になる場合あり）

普通徴収（口座振替・納付書）

4月から7月までは令和6年4月1日（賦課期日）現在の世帯の状況と、令和5年度住民税の課税状況により算定した保険料を暫定的に納付。（4月中旬に納入通知書を送付）

介護保険料の減免

災害や著しい収入の減少（失業や長期入院など）などの特別な事情により保険料の納付が困難な場合は、保険料の減免制度があります。（失業は定年退職・自己都合退職は除く）

詳細は、佐賀中部広域連合業務課へお問い合わせください。

令和6年度 65歳以上の人の段階別介護保険料額（概要）

※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごと（令和6年度～令和8年度）に設定されます。

※第1段階から第3段階までの保険料の軽減対策を行っています。

所得段階	対象となる人		率	年額
第1段階	生活保護受給者		基準額 × 0.285	20,388円
	世帯全員が	80万円以下の人		
第2段階	住民税非課税で	80万円超120万円以下の人	基準額 × 0.485	34,692円
第3段階	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	120万円超の人	基準額 × 0.685	48,996円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で	80万円以下の人	基準額 × 0.900	64,368円
第5段階	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円超の人	基準額	71,520円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が	120万円未満の人	基準額 × 1.200	85,824円
第7段階		120万円以上210万円未満の人	基準額 × 1.300	92,976円
第8段階		210万円以上320万円未満の人	基準額 × 1.500	107,280円
第9段階		320万円以上420万円未満の人	基準額 × 1.700	121,584円
第10段階		420万円以上520万円未満の人	基準額 × 1.900	135,888円
第11段階		520万円以上620万円未満の人	基準額 × 2.100	150,192円
第12段階		620万円以上720万円未満の人	基準額 × 2.300	164,496円
第13段階		720万円以上の人	基準額 × 2.400	171,648円

令和6年能登半島地震災害義援金について

☎ 社会福祉課 ☎37・6107

市では、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震で被災された皆さんを支援するため、義援金募金箱を設置しています。

1月5日に設置し、3月31日時点で、73,670円の義援金をお寄せいただき、小城市社会福祉協議会を通じて日本赤十字社へ振り込みを行っています。

引き続き、ご支援いただきますようお願いいたします。

募金箱設置場所

小城市役所 西館1階
正面入口付近

募金箱設置期間

11月29日（金）
～12月29日（金）
（土・日・祝日を除く）

8時30分～17時15分

募金送付先 日本赤十字社

その他

・救済物資の受付は行いません。

・受領証の発行は行いません。受領証が必要な人は、

小城市社会福祉協議会へ義援金をお持ち込みください。

詳細はこちら



買い物支援協力店について

問 社会福祉課 ☎37・6107

市では、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられるよう、見守りと買い物支援の充実を目的とした「買い物支援事業」に取り組んでいます。

買い物支援協力店の種類

- ・おとどけ店
(訪問支援型)
商品の配達や出張サービスを行っているお店



- ・よりどころ店
(店内配慮型)
店内での補助や購入品の車までの運搬などのサービスを行っているお店



お知らせ

買い物支援協力店の案内冊子

支援を必要とされている人に対して、これらの買い物支援協力店の案内冊子（登録店一覧）を配布しています。社会福祉課のほか、小城市社会福祉協議会、おたっしや本舗小城、小城商工会議所、小城市商工会の窓口でも配布しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

買い物支援協力店の募集

見守りと買い物支援に協力していただけるお店などを随時募集しています。

詳細は、市ホームページをご確認いただくか、社会福祉課までお問い合わせください。

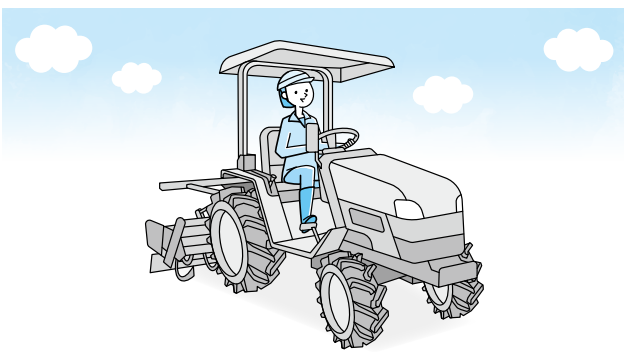
詳細はこちら



安全に農作業を行うため ご協力ください！

問 農村整備課 ☎37・6127

農道での農作業車と一般車両とのトラブルが多発しています。農作業では大型の機械などを使用するので、狭い農道では、すれ違いができません場合があります。これから田植えなどが始まり、農作業中の車や機械が農道に停車していることが多くなります。農道は、農作業を行うために整備されたものです。農作業中の車や機械が止まっている際は、無理に通行することはお控えください。



多面的機能支払交付金のご案内

問 申 農村整備課 ☎37・6127

多面的機能支払交付金とは、農業者および地域住民などでグループ（活動組織）をつくり、農業を支える共用の設備を維持管理するための地域の共同作業などに、協定で定められた農用地の面積に応じて支払われる交付金です。令和7年度から交付金の活用を希望される組織は、8月末までに農村整備課にご相談ください。

補助対象経費

共同作業による日当や消耗品（チップソーや混合油など）、農業を支える共用設備の補修や更新などの費用



がん患者アピアランスケア助成金のご案内

問申 健康増進課 ☎37・6106

市では、がん患者の皆さんが、治療に伴うアピアランス(外見)上の変化をカバーし、安心して療養生活や社会参加に取り組みするための一助となるよう、医療用補正具の購入費用の一部を助成します。

助成の対象となる人

- 次の全ての要件を満たす人
- ① 申請日に小城市に住居票がある人
 - ② がんに関係する治療を現に受けている、または過去に受けていた人
 - ③ がんの治療に伴う脱毛、または乳房の切除により、医療用補正具を購入している人
 - ④ 当該年度において、他の自治体から同種の助成などを受けていない人

助成対象経費

- ① 医療用ウィッグ
 - ② 乳房補正具
- ※本体に含まれない付属品およびケア用品は対象になりません。

助成金額

購入費用の2分の1
(上限2万円)
※1円未満は切り捨て。

助成回数

医療用ウィッグ、乳房補正具それぞれにつき、1年度に1回

申請期限

購入日の翌日から1年以内

必要書類

- ① 申請書 (健康増進課窓口設置、市ホームページからもダウンロードできます)
 - ② がんに関係する治療を受けている、または過去に受けたことを証明する書類
 - ③ 医療用補正具を購入した領収書 (原本)
- ※日付、宛名、購入金額、商品名が記載されているもの。
- ④ 本人確認書類 (運転免許証、健康保険証など)
 - ⑤ 振込先口座の通帳の写し
 - ⑥ 印かん (朱肉を使うもの)

詳細はこちら



骨髄等提供者に助成金を交付します

問申 健康増進課 ☎37・6106

骨髄または末梢血幹細胞(以下「骨髄等」という)の移植の推進を図るため、令和5年4月1日以降に公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄等の提供を行った人に助成金を交付します。

助成の対象となる人

- 次の全ての要件を満たす人
- ① 日本骨髄バンクにドナー登録をしている人
 - ② 骨髄等の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けた人
 - ③ 骨髄等を提供した日および申請時に、小城市に住所を有する人
 - ④ 他の自治体が実施する同種の助成を受けていない人

助成内容・助成金額

骨髄等の提供のための通院および入院などに要した日数×2万円

(上限1回の提供につき14万円)

※骨髄等の採取術およびこれに関連した医療処置によって生じた健康被害による通院および入院は除きます。

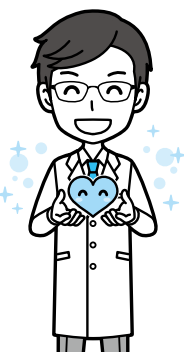
申請期限

骨髄等の提供が完了した日(提供に係る入院をして退院した日)から1年以内

必要書類

- ① 申請書兼請求書 (健康増進課窓口設置、市ホームページからもダウンロードできます)
- ② 日本骨髄バンクが発行する骨髄等の提供が完了したことを証する書類
- ③ 骨髄等の提供に係る通院、入院または面談した日を証する書類
- ④ 本人確認書類 (運転免許証、健康保険証など)
- ⑤ 振込先口座の通帳の写し
- ⑥ 印かん (朱肉を使うもの)

詳細はこちら



令和5年度 物価高騰対策給付金のご案内

問申 社会福祉課 ☎37・6107

基準日（令和5年12月1日）時点

給付金の対象となる世帯	1世帯10万円	児童1人あたり5万円
令和5年度の住民税が均等割のみ課税される人のみで構成	○	○
令和5年度の住民税が非課税の人のみで構成	×	○
令和5年度の住民税が均等割のみ課税される人と非課税の人で構成	○	○

エネルギー・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、対象世帯に給付金を支給しています。

※次の児童も申請により支給の対象になる場合があります。
 ・基準日以降に出生した新生児
 ・基準日時点で別居しているが、扶養している児童

手続方法

対象世帯には順次書類を送付していますので、必要事項を記入いただき、返信用封筒で返送してください。

支給時期

必要事項が記入された書類が届いてから、3週間前後で支給します。

申請期限

8月30日(金) (必着)

申請場所

社会福祉課
(西館1階)

詳細はこちら



住民税均等割のみ課税世帯分



低所得者の子育て世帯分

パパママ教室を開催します

問申 健康増進課 ☎37・6106

もうすぐパパママになるご夫婦を対象にした両親学級を開催します。

日時 6月16日(日)
 9時30分～12時
 ※9時25分までに会場にお越しください。

場所 ゆめりあ

対象者 出産予定日が7～10月の初産婦夫婦

定員 12組(要予約)



詳細はこちら

内容

- ・歯科医師による講話
 - ・保健師、助産師による講話
 - ・沐浴体験
 - ・パパの妊婦体験 など
- ※6月22日(土)にまちの元氣塾出前講座(西九州大学看護科)で開催される教室もあります。そちらは経産婦さんも参加可能です。詳細は広報『さくら』6月号に掲載予定です。

産婦健診の補助が始まります

問申 健康増進課 ☎37・6106

令和6年度から、産婦健康診査の費用について補助を行います。産後のお母さんと赤ちゃんの健康管理や育児に関する不安や悩みを医療機関で相談しましょう。

開始時期 令和6年4月1日～

対象者

- ・令和6年4月1日以降に妊娠届出をした妊婦
- ・令和6年4月1日以降に出産した産婦(経過措置)

補助内容 出産した医療機関で受ける、産後2週間健診、



詳細はこちら

補助の受け方

産後1カ月健診が無料で受けられます。(受診票にない項目や追加検査は自己負担が発生します)

・妊娠届の際に窓口で受診票をお渡しします。既に妊娠届出が済んだ人には、個別の通知をご自宅に郵送します。

・受診票は県内の医療機関でのみ使用できます。そのため、里帰り出産などで県外の医療機関で出産される人や、早めに受診票が必要な人はご連絡ください。

令和6年度 じんけんふれあいセミナー受講者募集

- ①第1回・4回・8回は、希望により手話通訳をつけます。
 ②第5回のフィールドワークは、定員を超える参加希望があった場合、抽選となります。
 ※弁当代などにかかる実費は必要です。

受講料無料

	開講日	講師・内容・テーマ	場所	
第1回	7月18日(木) 13時30分～15時15分	くさば まちこ 草場 真智子さん (佐賀市男女共同参画ネットワーク代表)	朗読劇(笑いと学び) ※ジェンダー問題	ゆめぷらっと小城
第2回	8月1日(木) 14時～15時45分	きよはら りゅうせん 清原 隆宣さん (西光寺住職)	人権・同和問題を考える講演会 ※同和問題 手話通訳・要約筆記あり	ドゥイング三日月
第3回	8月24日(土) 10時～12時30分 14時～16時30分		心にひびけ!! 映画会 『あの日のオルガン』 ※戦争	ゆめぷらっと小城
	8月25日(日) 10時～12時30分 14時～16時30分			ドゥイング三日月
第4回	9月12日(木) 13時30分～15時15分	ノーマライゼーション コンサート (NPO特定非営利活動法人 らいふステージ)	高齢障がい支援課 共催 ※障がいの者の人権	ゆめぷらっと小城
第5回	10月16日(水) 8時30分～17時15分	フィールドワーク (現地研修) 定員30人	「柚子の木学園」見学 ※誰もが安心して生活できる社会 づくり	糟屋郡志免町
第6回	11月7日(木) 13時30分～15時30分	人権問題を考える研修会	未定	牛津公民館
第7回	12月7日(土) 13時30分～15時45分	いちおか ゆうこ 市岡 裕子さん (ゴスペル歌手)	じんけんふれあい講演会 人権啓発ポスター・作文表彰式 手話通訳・要約筆記あり	ドゥイング三日月
第8回	令和7年2月13日(木) 13時30分～15時15分	チャン ミヨン 張 美永さん (佐賀県国際交流協会)	となりのミヨンさん ※外国人の人権	牛津公民館

- * 講座などの日程や内容を変更または中止することがあります。あらかじめご了承ください。
 * 受講希望者は、下記の受講申込書に必要事項を記入し、人権・同和对策室(西館1階)または各町の公民館に提出してください。(FAX・郵送可)
 * 6回以上受講の人には、修了証を授与します。

二次元コードを読み取ると直接
申込できます



【問い合わせ・申し込み】

〒845-8511 (市役所専用番号)

小城市社会人権・同和教育推進協議会事務局
(人権・同和对策室)

☎37・6136 FAX 37・6160

申込期限 6月14日(金)

令和6年度「じんけんふれあいセミナー」受講申込書

住所	〒	電話	自宅
			携帯
ふりがな 氏名	生年月日		手話通訳を希望される人は ご連絡ください。
	年	月	

個人情報については、受講者との連絡、フィールドワーク時の保険加入のためにのみ使用し、他に使用することはありません。

* 人権・同和对策室(西館1階) またはお近くの公民館にご提出ください * (FAX・郵送可)

じんけんフォトコンテスト受賞作品紹介

☎ 人権・同和対策室 ☎37・6136



「日常の生活の中にある人権」
 について、「気づき・考える」
 機会の一つとして、じんけん
 フォトコンテストの写真を募集
 しました。
 募集の内容は、「自分らしく生
 きる姿」「人とのふれあい」「命
 の大切さ」など、家庭・職場・
 地域・学校などにおける日常生
 活のさまざまな場面や身近な
 人々を「人権」という視点で捉
 えた写真です。
 令和5年度に応募いただいた
 25点の作品から入賞した作品を
 紹介します。

最優秀賞

○作品タイトル

「大切ないのち」

たくさんのお跡が重なってう
 まれるいのち。
 一人ひとりのいのちが、大切
 にされることを願って…

優秀賞

○作品タイトル

「ひいばあちゃんに教えてあ
 げる」

ひいばあちゃんと双子ちゃん
 の仲良しタイム。大好きなひい
 ばあちゃんに図鑑を見せて教え
 てあげる双子ちゃんです。



小城市社会人権・同和教育 推進協議会会長賞

○作品タイトル

「世代交代」

恒例の餅つきは、ついに父
 (87)から孫(33)に引き継がれま
 した。そしてひ孫(7)も、じわ
 じわと手を出しています。まだ
 まだ教えてもらうことばかり。
 父さん長生きしてね♪



応募作品展示

令和5年度応募作
 品25点を次の日程で
 展示します。

場所	期間
あしぱる ロビー	4月9日(火)～5月7日(火)
牛津公民館 ロビー	5月9日(木)～6月3日(月)
ゆめぷらっと小城 小城空路	6月18日(火)～30日(日)
ドゥイング三日月 ロビー	7月2日(火)～30日(火)



小城市会計年度任用職員を募集します (小城市廃棄物中継センター作業員)

☎ 申 廃棄物中継センター ☎37・6145

任用期間

令和6年6月3日(月)～
 令和6年10月31日(木)

申込方法

市が指定する様式「小
 城市会計年度任用職員採
 用試験申込書」を使用し
 てください。
 ※様式は市ホームページ
 からダウンロードまた
 は環境課、廃棄物中継
 センターに備え付けて
 います。

申込期間

4月22日(月)～
 5月10日(金)

選考方法

廃棄物中継セン
 ターで面接を行いま
 す。日時や場所など
 の詳細は、応募後
 にお知らせします。

合格発表

試験実施後、
 速やかに文書
 でお知らせし
 ます。

詳細はこちら



募集職種・採用人数・業務内容・勤務条件

職種	採用 予定	主な業務内容	勤務条件	支給 単位	報酬など (円)	資格・免許 などの条件	勤務場所
作業員	2人	収集作業 場内作業	月～土のうち3日間(シフト制) 8時～16時15分(1日7時間15分勤務) 特殊勤務手当・通勤手当有り	日額	7,014	体力試験 有り	廃棄物 中継センター

「空き家」に関する支援をしています



活用

空き家の利活用を考えませんか！

年2回 空き家セミナー・相談会を開催

将来、子どもや孫を困らせない！
「早めに考えよう！わが家の空き家問題」

- ① 5月1日(水)
 - ② 8月9日(金) 【場所】ドゥイング三日月
- (年2回実施予定)

セミナー 13時30分～

個別相談会 15時～(予約優先)

詳細はこちら



【買いたい・借りたい人】

リフォーム費用を補助

空き家バンクで家を購入した人には、
リフォーム費用を最大50万円補助
します。

詳細は
こちら



【地域限定拡大助成】

芦刈町内の空き家バンク登録物件を
・貸す人 ・借りたい人 ・買った人
芦刈町の空き家バンクを利用した
人には、最大150万円補助します。

詳細は
こちら



危険空き家等除却補助金

周辺に悪影響をおよぼす危険な空き家などを市内の解体業者に依頼して除却（解体）する
場合、費用の一部を危険度の高い順から予算の範囲内で補助します。

の年
みに
一度
受付

補助上限額 50万円～100万円

事前調査申請期間 5月7日(火)～6月28日(金)

詳細はこちら



※対象要件などの詳細は、交付要綱に記載していますので、申請前に必ずご確認ください。

「住まい」の災害対策を支援しています

補助
対象者

補助対象となる住宅またはブロック塀などを所有し居住する人、またはその親族などで
耐震診断・ブロック塀などの撤去の費用を負担する人

[注意事項] 耐震診断・ブロック塀などの除去を実施する前に申請してください。
(実施した後の申請は補助の対象になりません)

災害に備えて 耐震診断 をしましょう

昭和56年5月31日以前に建築着工した木造住宅の耐震診断は、市が診断士を派遣しますので、自己負担は5,000円です。(残りは市が負担します)

詳細は
こちら



道路に面したブロック塀の除却 補助

道路に面したブロック塀で、高さが1メートル以上のものは災害時の避難や物資の輸送に支障をきたすため、除却工事費の一部を補助します。(工事費の3分の2/上限13万3千円)

詳細は
こちら



【申込期限】11月29日(金)

【申込期限】11月29日(金)

「移住」を支援しています

詳細はこちら



芦刈町限定 住宅取得奨励金

Uターンや移住をお考えのご家族やお知り合いにぜひご紹介ください。

【対象者】 小城市内に自分名義の家を持っていない人で、芦刈町に家を買う人・建てる人

基本
30万円

子育て加算	1人10万円
三世同居加算	10万円
市内業者施工加算	10万円
居住誘導区域加算	10万円
空き家付き土地購入	30万円

最大
120万円

【主な要件】

- ①建物の取得費用が300万円以上(改修費を除く)であること
 - ②新築は50歳未満、中古は65歳未満であること
 - ③新築の場合は請負契約から、中古の場合は売買契約から1年以内で登記前に申請すること
 - ④10年以上その家に住むこと
- ※家(土地)を買ったら早めにご相談ください。

地方創生移住支援金

東京圏から小城市に移住し、起業や就職などについての要件を満たす人への移住支援金。

詳細はこちら



【支援金の額】

- 単身 60万円、世帯 100万円

※世帯で移住の場合、移住元・移住先で同じ世帯の人がいることが条件です。

移住する世帯員のうち、18歳未満の人がいる場合は、一人につき100万円を加算(予算の範囲内)

【申請者の要件】

- 転入後1年以内であること
- 申請日から5年以上継続して小城市に居住する意図があること
- そのほか、就業先などの規定があります

さが暮らしスタート支援金

県外在住者が、佐賀県内に移住し、県が設定する「地域の担い手要件」を満たす場合に、その人の世帯の状況に応じて支給する支援金。

詳細はこちら



【支援金の額】

- 単身 60万円、世帯 100万円

【申請者の要件】

- 転入後1年以内であること
- 申請日から5年以上継続して小城市に居住する意図があること
- 59歳以下であること
- そのほか、就業先などの規定があります

問申 定住推進課 ☎37・6150

入札結果を公表します

問 財政課 ☎37・6117

(3月入札分で予定価格が1,000万円を超えるもの)

(単位：円、%)

工事名等	指名業者等	落札業者	落札決定額 (うち消費税相当額)	予定価格 (うち消費税相当額)	落札率	入札執行課
令和5年度 牛津川遊水地事業 集団 移転先造成工事(小隈地区)	中島・大義建設共同企業体、 政・西岡建設共同企業体、	下村・久保建設 共同企業体	268,950,000 (24,450,000)	271,436,000 (24,676,000)	99.08	財政課 ☎37・6117
令和5年度 牛津川遊水地事業 集団 移転先造成工事(坂井地区)	岡本・エグチ・ビルド建設共同企業体、 下村・久保建設共同企業体	中島・大義建設 共同企業体	231,660,000 (21,060,000)	233,585,000 (21,235,000)	99.18	
令和5年度(線)農地及び 農業用施設災害復旧事業 川越水路災害復旧工事	西岡建設(株)、(株)嶋本建設、(株)城南建設、 (株)中部ガス、(株)エグチ・ビルド、 水田建設(株)、(株)久保建設	(株)嶋本建設	19,800,000 (1,800,000)	20,218,000 (1,838,000)	97.93	



入札結果は、
市ホームページでも
公表しています。



令和6年度 人事異動

令和6年4月1日付けで市職員の人事異動を行いました。課長級以上の異動は次のとおりです。

- 【部長級】** 部長 池田建夫
- 【福祉部】** 部長(兼福祉事務所長) 池田真澄
- 【産業部】** 部長 真島孝男
- 【建設部】** 部長 岩崎広幸
- 【教育委員会事務局】** 教育部長 田中伸嗣
- 【議会事務局】** 局長 藤川洋
- 【課長級】**
 - 【総務部】** 財政課長 南里智紀
 - 【市民部】** 市民課長(兼人権・同和対策室長) 高塚直美 / 税務課長 吉岡修 / 環境課長 村岡晋一郎
 - 【福祉部】** 社会福祉課長 久保吉政 / 高齢障がい支援課付(佐賀中部広域連合) 古賀愛康
 - 【産業部】** 農村整備課長 永田英之
 - 【建設部】** 建設課長 嘉村義嗣 / 都市計画課長 飯盛孝幸
 - 【教育委員会事務局】** 教育総務課長 西精一郎 / 文化課長 田久保佳寛
 - 【議会事務局】** 次長 楠田武
 - 【監査委員会事務局】** 局長 岸川斉
 - 【農業委員会事務局】** 事務局長 副島政隆

部	変更前	区分	変更後		電話番号
			総務課	人事係 給与係	
総務部	総務課	人事給与係	係の分割	総務課	☎37・6112
		秘書広報係	課の異動	総合戦略課	秘書広報係 ☎37・6113
福祉部	健康増進課	保健予防係	係の統合	健康増進課	健康増進係 ☎37・6106
		健康づくり係			
市民病院	事務部	係の新設	事務部	管理清算係	☎73・2161

令和6年4月から市役所の組織が変わりました。変更のあった部署についてお知らせします。

令和6年度 小城市民病院 外来・検査担当医一覧表 (令和6年4月1日以降)

		月	火	水	木	金	
午前	内科	新患	徳島	中村	早瀬	内藤	龍
		予約	菅	尾形	龍	龍	尾形
	循環器科				中村		
	糖尿病専門外来	山口	佐賀大学		山口	佐賀大学	
	呼吸器科			高橋		徳島	
	肝臓内科			桑代	田中		
	産婦人科		萩尾	萩尾	萩尾	萩尾	
外科	外科	三宅	三宅		三宅		
	脳外科	田淵				田淵	
午後	内科	新患	内藤	龍		早瀬	菅
		予約				徳島	
	糖尿病専門外来	中川内					
	循環器科				枝吉		
	リウマチ(隔週)				竹山(第1・3・5週)		
	産婦人科	佐賀大学	萩尾		萩尾	萩尾	
	外科		三宅(予約)		與田	三宅(予約)	
	小児科	佐賀大学			佐賀大学	佐賀大学	
	泌尿器科				佐賀大学	佐賀大学	
	脳外科	佐賀大学					
	整形外科	伊藤				嶋崎	
夕方診療	自由診療				古賀		
	産婦人科				尾形(禁煙・AGA)		
					萩尾		

受付・診療時間 ※専門外来は右記に表示

	受付時間	診療時間
午前	8時～11時30分	9時～12時30分
午後	13時～16時30分	14時～17時15分

面会時間 / 14時～19時 (事前にお問い合わせください)

産婦人科診療	(月曜日) 14時～17時 (木曜日) 10時開始
外科の午後診療	14時30分開始

※外科の午後診療は手術などで休診となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

※急患の場合はこの限りではありません。

問 小城市民病院
☎73・2161
ホームページ▶

